

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第55号>
平成29年6月
発行・編集
南三陸町
復興推進課

1. 防災集団移転促進事業(高台移転)住宅団地への参加者を公募します。

防災集団移転促進事業で整備した団地のうち、下記の団地において参加者を公募します。

1. 団地名及び区画数(14団地110区画)

	団地名	公募 区画数		団地名	公募 区画数
①	田の浦団地	2	⑧	清水団地	6
②	名足保育園南団地	2	⑨	戸倉団地	21
③	馬場中山生活センター西団地	4	⑩	原団地	1
④	館浜団地	2	⑪	長清水団地	1
⑤	栢沢団地	12	⑫	志津川東団地	16
⑥	歌津中学校上団地	2	⑬	志津川中央団地	23
⑦	寄木・葦の浜団地	5	⑭	志津川西団地	13



2. 応募資格

- ① 東日本大震災当時に、南三陸町内に居住し、その住宅の所在地が移転促進区域(災害危険区域)に指定されている方。
- ② 東日本大震災に係る被災者住宅再建支援制度(個別移転補助・災害公営住宅など)を利用していない方
- ③ 町が実施する防災集団移転促進事業団地へ参加申込をしていない方、または災害公営住宅へ入居申込をしていない方。ただし、すでに防集団地または災害公営住宅への申込をされている方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。
- ④ 各団地及び周辺の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

3. 募集期間 平成29年6月16日(金)～平成29年6月30日(金) ※土日を除く

4. 提出場所 南三陸町復興推進課事業推進係

5. 提出書類 ①防災集団移転促進事業(高台移転)空き区画参加申込書

②宅地申込書(志津川東団地、中央団地、西団地のみ)

③り災証明書(コピー可)

上記①、②の書類は復興推進課にてお渡しいたします。

※各団地の空き区画の位置等については、復興推進課において、ご覧いただけます。



6. 決定方法 応募数によっては抽選となる場合があります。抽選となる場合には、別途日程等を応募者にお知らせいたします。

(担当:復興推進課 事業推進係)

2. 志津川東団地(東工区)街区公園が完成いたしました。

志津川東団地(東工区)の街区公園が、6月19日(月)より利用可能となります。健康遊具や滑り台、シーソー等を設置し、一休みしていただけるよう東屋もあります。



(担当:復興推進課 事業推進係)

3. 住宅再建にかかる補助金の相談・申請はお早めに行ってください。

住宅再建にかかる補助金の相談や申請は、住宅メーカーや金融機関との契約前、建築工事の着工前に行ってください。

また、引越しの移転費用補助金の申請は引越しをする前に行ってください。

なお、**補助金交付決定までに約2～3週間ほどかかります**ので、お早めの申請をお願いします。

※防災集団移転で再建する場合

住宅ローンを利用する場合

融資を受けて再建する場合は住宅ローン契約、工事着工前に申請が必要となります。

自己資金で再建する場合

住宅ローンを使わずに自己資金で再建する場合は工事着工前の申請が必要となります。

既に工事着工している方については随時申請を受け付けます。

※個別で再建する場合

南三陸町災害危険区域内危険住宅移転事業(がけ近)

震災時に災害危険区域内に居住していた方で、融資を受けて再建される方は住宅メーカーや住宅ローンの契約、住宅工事の着工前に申請を行ってください。

南三陸町独自支援補助金

住宅工事の着工前に申請を行ってください。

既に建築工事に着工している方については随時申請を受け付けます。

※町の災害公営住宅や民間賃貸住宅等へ引越しする場合

移転費用補助金

引越しを行う2～3週間前を目安に補助金の申請を行ってください。

申請には業者からの見積書が必要です。

※対象となる助成制度はり災住所や再建先等により異なります。個別にご相談ください。

また、住宅再建を急ぎでお考えの方は随時相談を受け付けます。

(担当:保健福祉課 被災者支援係)

問い合わせ先.....復興推進課 事業推進係(0226-46-1382)

保健福祉課 被災者支援係(0226-29-6451)